

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第1章～第8章 (省略)	第1章～第8章 (同左)
第9章 資産の譲渡等の時期	第9章 資産の譲渡等の時期
第1節・第2節 (省略)	第1節・第2節 (同左)
第3節 <u>延払条件付譲渡</u> に係る資産の譲渡等の時期の特例	第3節 <u>リース譲渡</u> に係る資産の譲渡等の時期の特例
第4節～第6節 (省略)	第4節～第6節 (同左)
第10章～第21章 (省略)	第10章～第21章 (同左)
(リース取引の実質判定)	(リース取引の実質判定)
5-1-9 事業者が行うリース取引が、当該リース取引の目的となる資産の譲渡若しくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに該当するかは、 <u>原則として、</u> 所得税又は法人税の課税所得の計算における取扱いの例により判定するものとし、この場合には、次のことに留意する。	5-1-9 事業者が行うリース取引が、当該リース取引の目的となる資産の譲渡若しくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに該当するかは、 <u>所得税又は法人税の課税所得の計算における取扱いの例により判定するものとし、</u> この場合には、次のことに留意する。
(1) 所法第67条の2第1項《 <u>リース取引に係る所得の金額の計算</u> 》又は法第64条の2第1項《 <u>リース取引に係る所得の金額の計算</u> 》の規定により売買があったものとされるリース取引については、当該リース取引の目的となる資産の引渡しの時に資産の譲渡があったこととなる。	(1) 所法第67条の2第1項《 <u>売買とされるリース取引</u> 》又は法第64条の2第1項《 <u>売買とされるリース取引</u> 》の規定により売買があったものとされるリース取引については、当該リース取引の目的となる資産の引渡しの時に資産の譲渡があったこととなる。
(注) この場合の資産の譲渡の対価の額は、当該リース取引に係る契約において定められたリース資産の賃貸借期間(以下 <u>9-1-31</u> 及び <u>11-3-2の2</u> において「リース期間」という。)中に収受すべき	(注) この場合の資産の譲渡の対価の額は、当該リース取引に係る契約において定められたリース資産の賃貸借期間(以下 <u>9-3-6の3</u> 及び <u>9-3-6の4</u> において「リース期間」という。)中に収受す

改正後	改正前
リース料の額の合計額となる。 (2) 所法第67条の2第2項又は法第64条の2第2項の規定により金銭の貸借があったものとされるリース取引については、当該リース取引の目的となる資産に係る譲渡代金の支払の時に金銭の貸付けがあったこととなる。 <u>(残価保証額に係る資産の譲渡等の時期)</u> <u>9－1－31 リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引</u> <u>(所法第67条の2第1項《リース取引に係る所得の金額の計算》又は法第64条の2第1項《リース取引に係る所得の金額の計算》の規定により売買があったものとされるリース取引をいう。以下9－1－31、11－3－2及び11－3－2の2において同じ。)</u>の目的物であった資産の返還を受けた場合における当該資産の返還は、<u>資産の譲渡等に該当しない。</u> <u>この場合において、当該資産に係るリース契約の残価保証額の定めに基づき賃貸人が賃借人から収受する金銭は、その収受すべき金額が確定した日の属する課税期間における資産の譲渡等の対価の額に加算するものとする。</u> <u>(注) 残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産(所法第67条の2第1項又は法第64条の2第1項に規定するリース資産をいう。以下11－3－2の2において同じ。)</u>の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該リース取引に係る賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。 第3節 <u>延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u> <u>(延払条件付譲渡に係る特例の適用関係)</u>	べきリース料の額の合計額となる。 (2) 所法第67条の2第2項<u>《金銭の貸借とされるリース取引》</u>又は法第64条の2第2項<u>《金銭の貸借とされるリース取引》</u>の規定により金銭の貸借があったものとされるリース取引については、当該リース取引の目的となる資産に係る譲渡代金の支払の時に金銭の貸付けがあったこととなる。 <u>(新設)</u> 第3節 <u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u> <u>(リース譲渡に係る特例の適用関係)</u>

改正後	改正前
9-3-1 法第16条《<u>個人事業者の山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定は、同条第1項に規定する<u>延払条件付譲渡（以下9-3-1において「延払条件付譲渡」という。）に係る所得税の額の全部又は一部につき所法第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》の延納の許可を受けた場合に限り適用することができるのであるが、同項の規定の適用を受ける場合であっても、延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期をその引渡し等のあった日によることとする</u>ことは差し支えないことに留意する。 （注）<u>延払条件付譲渡に該当する資産の譲渡等には、個人事業者が行う所法令第79条《資産の譲渡とみなされる行為》に規定する行為が含まれるものとする。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>	9-3-1 法第16条《<u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定は、同条第1項に規定する<u>リース譲渡（以下この節において「リース譲渡」という。）につき所法第65条第1項若しくは第2項《リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期》又は法第63条第1項若しくは第2項《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》の規定の適用を受ける場合に限り適用することができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期をその引渡し等のあった日によることとする</u>ことは差し支えないことに留意する。 （注）<u>所法第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に該当する資産の譲渡等に係る法第16条の規定の適用についても同様である。</u> <u>（契約の変更があった場合の取扱い）</u> 9-3-4 法第16条第1項《<u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定によりその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期につき特例を適用しているリース譲渡についてその後契約の変更があり、賦払金の支払期日又は各支払期日ごとの賦払金の額が異動した場合には、その変更後の支払期日及び各支払期日ごとの賦払金の額に基づいて同項に規定するその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期の特例の計算を行う。ただし、その変更前に既に支払期日の到来した賦払金の額については、この限りでない。 （注）<u>令第36条の2第1項又は第2項《リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用についても同様とする。</u> <u>（対価の額に異動があった場合の調整）</u> 9-3-5 法第16条第1項《<u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特</u>

改	正	後	改	正	前
(削除)			<u>受領した手形の金額は、法第16条第1項括弧書《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する当該課税期間において支払を受けたものには含まれない。</u>		
			<u>(債務不履行に伴うリース譲渡に係る資産の取戻し)</u>		
			<u>9-3-6の3 事業者がリース譲渡をした後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除し、リース期間の中途において当該リース譲渡をした資産を取り戻した場合には、その取戻しは、その取戻しをした時における当該資産の価額を支払対価とする課税仕入れを行ったことになるのであるから留意する。</u>		
			<u>(注) 当該相手方は、当該資産につき代物弁済による資産の譲渡を行ったことになる。</u>		
(削除)			<u>(リース期間の終了に伴い返還を受けた資産)</u>		
			<u>9-3-6の4 リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引(所法第67条の2第1項《売買とされるリース取引》又は法第64条の2第1項《売買とされるリース取引》の規定により売買があったものとされるリース取引をいう。以下9-3-6の4及び11-3-2において同じ。)の目的物であった資産の返還を受けた場合における当該資産の返還は、資産の譲渡等に該当しない。</u>		
			<u>なお、この場合において、当該資産に係るリース契約の残価保証額の定めに基づき賃貸人が賃借人から収受する金銭は、その収受すべき金額が確定した日の属する課税期間における資産の譲渡等の対価の額に加算するものとする。</u>		
			<u>(注) 残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産(所法第67条の2第1項《売買とされるリース取引》又は法第64条の2第1項《売買とされるリース取引》に規定するリース資産をいう。)の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満</u>		

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u> (割賦購入の方法等による課税仕入れを行った日) 11－3－2 割賦購入の方法又はリース取引による課税資産の譲り受けが課税仕入れに該当する場合には、その課税仕入れを行った日は、当該資産の引渡し等を受けた日となるのであるから、当該課税仕入れについては、当該資産の引渡し等を受けた日の属する課税期間において法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定を適用するのであるから留意する。<u>ただし、所有権移転外リース取引（所法令第120条の2第2項第5号《減価償却資産の償却の方法》及び法法令第48条の2第5項第5号《減価償却資産の償却の方法》に規定する所有権移転外リース取引をいう。）につき、賃借人が支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する課税期間の賃借料等として経理している場合において、当該リース料をその支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとしているときは、これを認める。</u> <u>(債務不履行に伴うリース取引に係る資産の取戻し)</u> 11－3－2の2 <u>事業者がリース取引によるリース資産の引渡しをした後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除し、リース</u>	<u>ない場合にその満たない部分の金額を当該リース取引に係る賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。</u> <u>(個人事業者が行う延払条件付譲渡の範囲)</u> 9－3－7 法第16条第5項《個人事業者の山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する延払条件付譲渡に該当する資産の譲渡等には、<u>個人事業者が行う所法令第79条《資産の譲渡とみなされる行為》に規定する行為が含まれるものとする。</u> (割賦購入の方法等による課税仕入れを行った日) 11－3－2 割賦購入の方法又はリース取引による課税資産の譲り受けが課税仕入れに該当する場合には、その課税仕入れを行った日は、当該資産の引渡し等を受けた日となるのであるから、当該課税仕入れについては、当該資産の引渡し等を受けた日の属する課税期間において法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定を適用するのであるから留意する。 <u>(注) リース取引において、賃借人が支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する課税期間の賃借料等として経理している場合であっても同様である。</u> <u>(新設)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>期間の中途において当該リース資産を取り戻した場合には、その取戻しは、その取戻しをした時における当該リース資産の価額を支払対価とする課税仕入れを行ったことになるのであるから留意する。</u> <u>(注) 当該相手方は、当該資産につき代物弁済による資産の譲渡を行ったことになる。</u>	